第８章　事業場排水の水質規制

下水道へは一般家庭からの生活系排水のほか、工場・事業場等からの排水（以下「事業場排水」という。）が排出される。工場からは、製造過程で不要となった廃水や洗浄水が排出され、これらの排水には、原材料、消耗資材、中間生成物や製品の一部が混入している。また、工場のほかにも洗濯業、医療、教育等の事業場から様々な廃水が発生し、その水質は業種や規模により大きく異なる。

これらの事業場排水の中には、そのまま下水道へ排除した場合、管路やポンプ場、処理場の施設を損傷し、又は機能を低下させ、あるいは下水処理機能を阻害して、処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあるため、悪質な下水は、除害施設等によって下水道に受入れ可能な水質まであらかじめ処理を行ったうえで下水道へ排除させるなどの指導、監視が不可欠となっている。

下水道における水質規制は、悪質な下水の流入による下水道施設の損傷及び処理機能への影響の防止を図り、かつ、放流水の水質を排水基準に適合させるため、下水道に流入する下水の水質を一定のレベル以下に規制することで、下水道の機能を担保しようとするものである。

本章では、下水道法による水質規制とこれに伴う各種届出の概要について述べる。

第１節　事業場排水の水質規制のしくみ

１　特定事業場と除害施設

（１）特定施設と特定事業場

「特定施設」とは、水質汚濁防止法第２条第２項において次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設とされ、同法施行令第１条（別表第１）で、業種毎に具体的な施設が細かく定められている。

1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

また、「特定事業場」とは、原則として上記の水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第１項第６号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場をいう（下水道法第12条の２）。

（２）除害施設等

下水道法（以下「法」という。）では、悪質な下水に対して水質の規制を行っており、事業者等に除害施設等を設置・管理させて、政令及び条例で定められた水質基準に適合するよう、あらかじめ処理等を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしている。

除害施設等が必要となる代表的な業種には次のようなものがある。

1）食料品製造業	2）飲料・飼料製造業	3）繊維工業
4）紙・パルプ製造業	5）電気機械器具製造業	6）めっき業
7）金属製品製造業	8）出版・印刷	9）化学工業
10）窯業・土石製品製造業	11）鉄鋼業	12）医療業（病院）

13）ガソリンスタンド　14）飲食店　15）洗濯・理容業
16）自動車整備業　17）教育・研究機関　18）廃棄物処理業・処分業

２　下水道法による水質規制

下水道法では、次に挙げる下水を排除して公共下水道を使用する者に対して排除を制限し、あるいは除害施設の設置を義務づけている。

①　下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水

②　公共下水道からの放流水の水質を法第８条に規定する技術上の基準に適合させること（終末処理場の機能を確保すること）が困難な下水

（１）下水道施設保護のための水質規制

下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を継続して排除する者に対し、法第12条第１項では下水道法施行令（以下「政令」という。）第９条で定める範囲に従い、条例で「下水排除基準」を定め除害施設の設置等を義務づけることができるものとしている。政令第９条で定めるものは、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、よう素消費量の４項目に係わる基準である。

（２）放流水の水質保全のための水質規制

法第12条の２で規定する特定事業場を対象としたものと，法第12条の11で規定する事業場を限定せずに条例で除害施設の設置等を義務づけて行うものとがある。

（３）下水排除基準の詳細

以上述べた水質規制のしくみを整理して図8.1に、本市の下水排除基準（平成24年５月現在）を表8.1に示す。また、規制の対象となっている水質等の項目とこれらが下水道に与える影響を表8.2に、汚濁物質とその発生源の例を表8.3に示す。

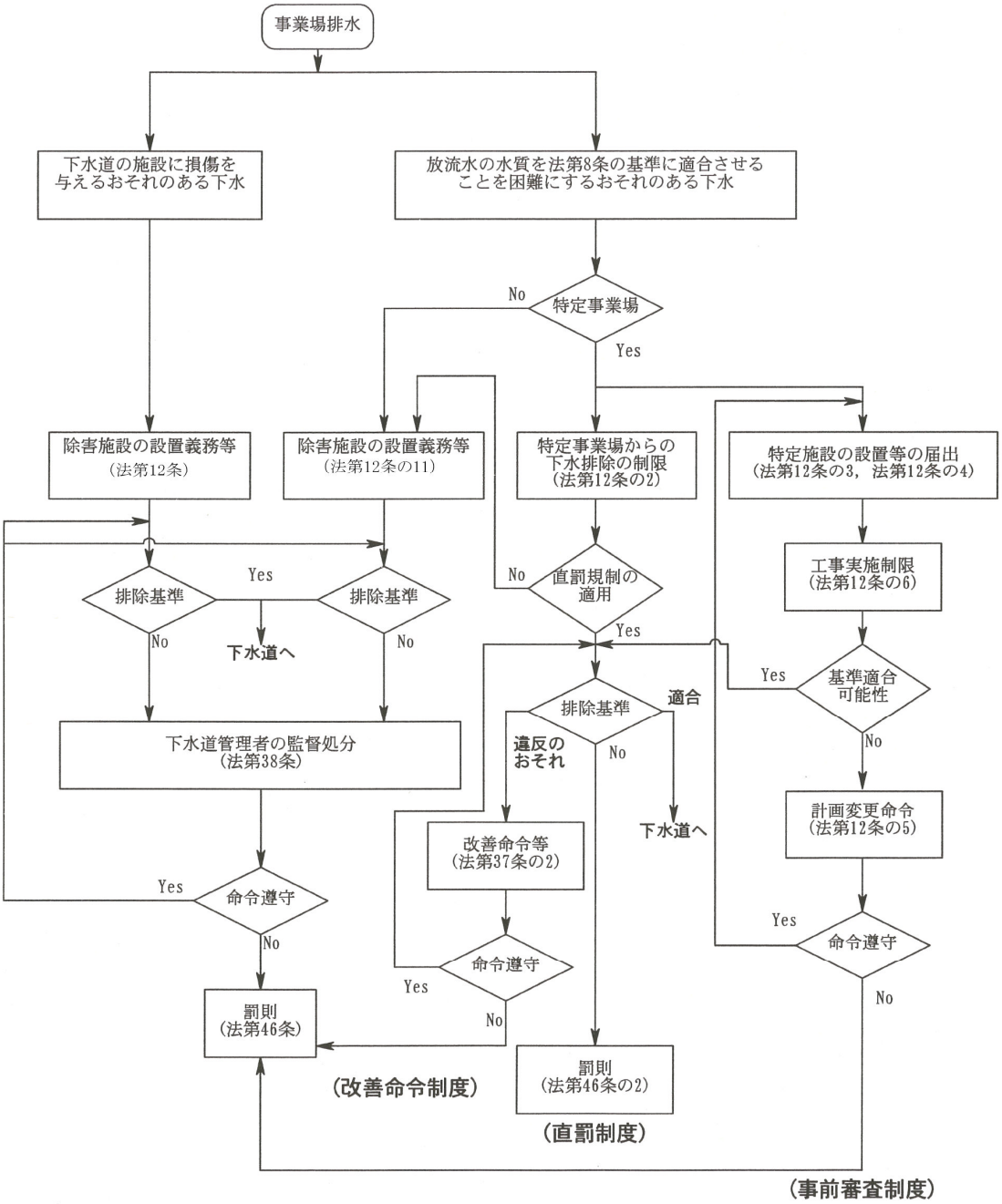

図8.1　下水道法による水質規制のしくみ

表8.1　小牧市流域関連公共下水道に係る下水排除基準

対象物質又は項目 ＼ 対象者		終末処理場を設置している公共下水道の使用者		
		特定事業場		非特定事業場
		排水量50㎥/日以上	排水量50㎥/日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
2	シアン化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
3	有機りん化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下
6	ひ素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
7	水銀,アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
10	トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
20	チウラム	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下
21	シマジン	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
25	ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
26	ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下
27	1.4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下
28	フェノール類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
29	銅及びその化合物	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
30	亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
31	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
33	クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下
35	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125)mg/ℓ未満	380(125)mg/ℓ未満	380（125）mg/ℓ未満
36	水素イオン濃度（ｐＨ）	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満
37	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	600(300)mg/ℓ未満	600(300)mg/ℓ未満	600(300)mg/ℓ未満
38	浮遊物質量（ＳＳ）	600(300)mg/ℓ未満	600(300)mg/ℓ未満	600(300)mg/ℓ未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量　鉱油類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下
40	窒素含有量	240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満	240(150)mg/ℓ未満
41	りん含有量	32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満	32(20)mg/ℓ未満
42	温度	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満
43	よう素消費量	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満	220mg/ℓ未満
44	その他の規制項目	該当なし		

注)① □ 枠内は、政令第９条の４で定める「一律基準値」である。（平成24年５月現在）（「上乗せ基準」該当なし。）

この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は処罰されることがある（法第46条の２）

② 上記①以外は、条例で定める基準値を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある（法第38条第１項第１号）。

③ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。

④ №1～№.33は、水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、№.34は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す（令第９条の３第１項）。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場（水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合）は、ダイオキシン類のみが、水量に係わらず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係わらず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される（令第９条の３第１項）。

⑥ （ ）内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準を示す。

⑦ №.36～№.41について排水量50㎥/日以上（上乗せ条例による裾切りの縮小がある場合にはその水量）で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる（法第12条の２第３項、第５項、令第９条の６第１項）。

表8.2　水質規制項目と下水道に与える主な影響

水質規制等の項目	下　水　道　に　与　え　る　影　響
温度（高温）	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解（悪臭、有毒ガス、可燃性ガスの発生）
水素イオン濃度（ｐＨ）	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食（施設の損傷）、他の排水との混合による有毒ガス（硫化水素、シアン化水素）の発生（管渠内作業に支障）、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	高ＢＯＤ排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下
浮遊物質（ＳＳ）	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設に過負荷、生物処理機能の低下
よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生（管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷）
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類，動植物油脂類）	鉱油類は、管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、動植物油脂類は管渠の閉塞、処理場等の施設の汚染、作業能率の低下、微生物の呼吸阻害による処理性能の低下
窒素 アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難
りん	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難
シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下
カドミウム 鉛 六価クロム 有機りん ひ素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下
銅 亜鉛 鉄（溶解性） マンガン（溶解性） クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1.2-ジクロロエタン 1.1-ジクロロエチレン シス-1.2-ジクロロエチレン 1.1.1-トリクロロエタン 1.1.2-トリクロロエタン 1.3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1.4-ジオキサン	生物処理では処理困難（処理水質の悪化） 汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難 管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下
ふっ素	生物処理機能の低下
ほう素	下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難
ダイオキシン類	下水道へ与える影響についての詳細は不明であるが、下水道へ流入後は、ほとんど変化せずに処理場まで運ばれる

表8.3　汚濁物質等とその発生源の例

日本標準産業分類	汚濁物質等 / 業種（発生源）	温度	酸性・アルカリ性	SS	BOD	りん	窒素	油類	よう素消費量	フェノール	シアン	水銀	有機りん	PCB	クロム	ひ素	ふっ素	カドミウム	鉛	銅	亜鉛	鉄	マンガン	有機塩素系化合物	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ダイオキシン類	ほう素
09	食品製造業	●	●	●	●	●	●	●	●																						
10	飲料・飼料・たばこ製造業	●	●	●	●	●	●	●	●																						
11	綴維工業	●	●	●	●	●	●	●	●	●										●	●			●				●			
12	衣服・その他の絨練製品製造業		●																												
13	木材・木製品製造業		●	●												●				●											●
14	家具・装備品製造業		●																												
15	パルプ・紙・紙製品製造業	●	●	●				●	●																						
16	出版・印刷・同関連産業		●					●			●			●				●		●	●		●	●							
17	化学工業		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	石油製品・石炭製品製造業		●					●																●							
19	プラスチック製品製造業		●					●																●	●						
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		●	●				●							●																
22	窯業・土石製品製造業		●	●													●			●	●								●		●
23	鉄鋼業	●	●	●				●	●	●	●						●			●	●	●								●	
26	一般機械器具製造業		●			●	●	●	●		●						●		●	●	●	●		●				●			●
27	電気機械器具製造業		●			●	●	●			●			●	●		●		●	●	●			●				●	●		●
31	精密機械器具製造業		●			●	●	●			●	●			●				●	●	●			●					●		
32	武器製造業		●					●			●									●	●			●							
32	その他の製造業	●	●	●	●	●	●	●		●	●					●	●		●	●		●	●	●				●	●		
70	一般飲食店		●	●	●	●	●	●																							
82	洗濯・理容・浴場業		●	●	●	●	●	●	●															●				●			
80	その他の個人サービス業	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●																			
86	自動車整備業	●	●	●	●	●	●	●		●																					
73	医療業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								●	●	●	●	●							
76	教育	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●				●	●	●	●
81	学術研究機関	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●				●	●	●	●
85	廃棄物処理業・処分場			●	●	●	●					●		●		●		●	●	●	●	●	●							●	●

第２節　水質規制に伴う各種届出の概要

１　各種届出書類

事業場排水に関する届出の種類には、次の届出がある。

①　下水道法に基づく届出

②　下水道条例に基づく届出

下水道法及び下水道条例に基づく各種届出書とその概要を表8.4に示す。

（１）下水道法に基づく届出

下水道法に基づく各種届出書の種類とその概要は、次に示すとおりである。

なお、届出義務を遵守させるため、これらの届出をせず又は虚偽の届出をした者に対する罰則規定が設けられている。

１）公共下水道使用開始（変更）届

法第11条の２第１項の規定に基づき、継続して政令（第８条の２）に定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用する者は、あらかじめ公共下水道管理者に当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を届出なければならない。届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも同様である。

具体的には、次の各項に該当する場合に届出が必要となる。

①　１日最大50㎥以上の汚水を排除する場合

②　政令第８条の２に規定する水質基準（表8.2参照）に適合しない水質の汚水を排除する場合

③　前２項の届出を行った者が水量、水質を変更しようとする場合

本届出書に記載すべき主な事項は、次のとおりである。

①　汚水の量

②　汚水の水質

③　使用開始（変更）の時期

④　除害施設が必要なときは、その処理方法等

２）公共下水道使用開始届

水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第１項第６号に規定する水質基準対象施設の設置者が、継続して下水を排除し公共下水道を使用する場合、１）の届出をする場合を除き、法第11条の２第２項の規定により、あらかじめ使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。

３）特定施設設置届出書

特定施設〔旅館業の用に供する厨（ちゅう）房施設、洗濯施設、入浴施設（温泉を利用するものを除く。）は含まれない。〕を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者は、法第12条の３第１項の規定に基づき、水量・水質のいかんにかかわらず、あらかじめ公共下水道管理者に特定施設の種類、構造、汚水処理の方法等について届出を行い、計画の内容について事前に審査（これを事前審査制度という。）を受けなければならない。

本届出書に記載すべき主な事項は、次のとおりである。

①　氏名及び住所（個人の場合）

② 名称、住所及び代表者の氏名（法人の場合）
③ 工場又は事業場の名称及び所在地
④ 特定施設の種類
⑤ 特定施設の構造
⑥ 特定施設の使用方法
⑦ 特定施設から排出される汚水の処理方法
⑧ 公共下水道に排出される下水の量及び水質、用水及び排水の系統

この届出をした者は、法第12条の６第１項（実施の制限）の規定に基づき、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設の設置をしてはならない。

公共下水道管理者は、この60日以内に届出に係る計画について審査を行い、内容が不適当であると認めるときは、悪質下水の排除を未然に防止するため、法第12条の５の規定により計画の変更又は廃止を命じることができる。

なお、届出内容が相当であると認めるときは、法第12条の６第２項の規定により60日間の実施制限期間を短縮することができる。

４）特定施設使用届出書

法第12条の３第２項及び第３項の規定に基づき、次の場合が届出の対象となる。なお、本届出書の主な記載項目は、前記の特定施設設置届出書と同様である。

① 特定施設の追加指定（同条第２項）

水質汚濁防止法施行令又はダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正により、新たに指定されたとき、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、指定された日から30日以内に特定施設設置届出書と同様の記載事項について届け出なければならない。

② 公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）の新たな使用（同条第３項）

すでに特定施設を設置している者が継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、使用開始から30日以内に、①と同様の事項について届け出なければならない。

５）その他の届出書

特定施設の設置者が、「届出対象事業場」として法に基づく必要な届出を行ったのち、特定施設の構造変更や使用廃止等をする場合に必要な届出である。

① 特定施設の構造変更届出書

特定施設設置等の届出（法第12条の３）をした者が、その届出に係る特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量・水質、用水・排水の系統等を変更しようとするときは、法第12条の４の規定により、変更内容についてあらかじめ届出を行うことが義務づけられている。

本届出書による届出内容は、変更しようとする事項である。

② 氏名変更等届出書

特定施設の設置等の届出をした者が、その届出に係る次の事項に変更があったときは、法第12条の７の規定により、変更した日から30日以内にその旨を届け出なければならない。

ａ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

b　工場又は事業場の名称及び所在地

③　特定施設使用廃止届出書

特定施設の設置等の届出をした者が、特定施設の使用を廃止したときは、法第12条の７の規定により、廃止した日から30日以内にその旨を届け出なければならない。なお、「特定施設の使用を廃止したとき」とは、当該特定施設の使用を永久に停止したときのほか、用途変更により特定施設の種類を変更した場合を含んでいる。

④　承継届出書

特定施設の設置等の届出をした者から特定施設を譲り受け、又は借り受けた者並びに既に特定施設の設置等の届出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、存続法人若しくは合併法人又は分割により特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継するので、承継したものは、法第12条の８の規定により承継のあった日から30日以内に承継の原因（譲り受け、借用、相続、合併、分割）を届け出なければならない。

（２）下水道条例に基づく届出

本市は、法第12条及び第12条の10の規定に基づき、下水道条例で定める水質の基準（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）（以下「下水排除基準」という。）（表8.2参照）に適合しない下水を継続して排除し公共下水道を使用する者に対し、除害施設の設置等必要な措置を講じなければならない旨を条例第10条及び第11条で定めている。

また、除害施設の設置等を行う者に対し、あらかじめ除害施設に関する計画の内容について、届出及び市の確認を義務づけている。

なお、届出義務を遵守させるため、これらの届出をせず、又は虚偽の届出をしたものに対する罰則を条例第29条で定めている。

１）除害施設計画（新設・増設・改築・その他の変更）確認申請書

事業場等から排除される下水の水質が、表8.1に示すような「下水排除基準」に適合しない場合において、除害施設の新設等（新設、増設、改築及びその他申請書類記載事項の変更。以下「新設等」という。）を行うとき、当該確認申請が必要である。（条例第６条）。

本届出書に記載すべき主な事項は、次のとおりである。（条例施行規則「様式第２」による。）

①　氏名及び住所（個人の場合）

②　名称、住所及び代表者の氏名（法人の場合）

③　工場又は事業場の名称及び所在地（設置場所）

④　除害施設の種類、構造及び使用方法

⑤　汚水の処理方法

⑥　公共下水道に排出される汚水の量及び水質、用水及び排水の系統

⑦　使用水及び使用量

⑧　工事施行期間

２）除害施設管理責任者選任（変更）届

設置された除害施設の適正管理のため、管理責任者を選任し届け出なければならない。また、管理責任者を変更したときも同様である。（条例第12条）

２　水質の測定及び記録の義務

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者についてはこの義務があり、主にこの義務には管理責任者があたることとなる。（法第12条の12、法施行規則第15条）

（１）水質の測定方法

水質の測定は下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第１号）に規定する方法で行う。

（２）水質の測定回数

温度、水素イオン濃度については排水の期間中１日１回以上、ＢＯＤについては14日を超えない排水の期間ごとに１回以上、ダイオキシン類については１年を超えない排水の期間ごとに１回以上、その他の測定項目については７日を超えない排水の期間ごとに１回以上行う。

（３）水質の測定時間

水質の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。

（４）水質の測定箇所等

測定は、公共下水道への排出口ごとに公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点で行う。

（５）記録の保存

測定結果は、水質測定記録表に記録し５年間保存する。

表8.4.1　下水道法に基づく各種届出書類

届出書類及び法律上の根拠	届　出　事　由	届出義務者	届出期限	様　式	備　考
1)公共下水道使用開始(変更)届 法第11条の2第1項	(1) 特定施設の有無にかかわらず50㎥以上の汚水を排除する日が１日でもある場合、又は汚水の量にかかわらず使用開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を使用するとき (2) (1)の届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき	公共下水道を使用しようとする者及び下水の量、水質を変更しようとする者	あらかじめ	法定様式第四	罰則 法第49条 (20万円以下の罰金)
2)公共下水道使用開始届 法第11条の2第2項	1)の規定により、届出をする場合を除き、特定施設設置者が公共下水道を継続して使用しようとするとき	公共下水道を使用しようとする者	あらかじめ	法定様式第五	罰則 法第49条 (20万円以下の罰金)
3)特定施設設置届出書 法第12条の3第1項	公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る)を使用する者が特定施設(特定施設番号66の3を除く。以下同じ。)を設置して公共下水道を使用するとき (1) 既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合 (2) 特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合 (3) 既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合 (4) 特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合	当該特定施設を設置しようとする者	特定施設を設置しようとする60日前までに届け出る	法定様式第六	受理書を発行して内容審査を行う 罰則 法第47条の2 (3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)
4)ⅰ特定施設使用届出書 法第12条の3第2項	公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る)に下水を排除している事業場に既に設置されている施設(又は工事中の施設)が新たに特定施設に指定されたとき	当該施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)	当該施設が特定施設になった日から30日以内	法定様式第七	罰則 法第49条 (20万円以下の罰金)
4)ⅱ特定施設使用届出書 法第12条の3第2項	(1) 従来、特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することとなったとき (2) 終末処理場が設置されていない公共下水道に終末処理場が設置され、当該公共下水道を使用する特定事業場が下水排除基準の適用を受けることとなったとき	当該特定施設を設置している者	公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る)を使用することとなった日から30日以内	法定様式第七	罰則 法第49条 (20万円以下の罰金)
5)その他の届出書 ①特定施設の構造等変更届出書 法第12条の4	特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済みの特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	当該特定施設を設置している者	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前までに届け出る	法定様式第八	受理書を発行して内容審査を行う 罰則 法第47条の2 (3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)

届出書類及び法律上の根拠	届　出　事　由	届出義務者	届出期限	様　式	備　考
②氏名変更等届出書 法第12条の7	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき (2)工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	当該特定施設を設置している者	変更の日から30日以内	法定様式第十	罰則 法第51条 (10万円以下の過料)
③特定施設使用廃止届出書 法第12条の7	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	当該特定施設を設置した者	使用廃止の日から30日以内	法定様式第十一	罰則 法第51条 (10万円以下の過料)
④承継届出書 法第12条の8第3項	(1)特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき	承継者	承継があった日から30日以内	法定様式第十二	罰則 法第51条 (10万円以下の過料)

表8.4.2　下水道条例に基づく各種届出書類

届出書類及び法律上の根拠	届　出　事　由	届出義務者	届出期限	様　式	備　考
1)除害施設計画確認申請書(新設･変更) 条例第6条	下水排除基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する事業場が、除害施設の新設等(新設･増設･改築･その他の変更)を行うとき	当該除害施設の新設等を行おうとする者	あらかじめ	条例施行規則 様式第２	罰則 条例第29条(5万円以下の過料)
2)除害施設管理責任者選任(変更)届 条例第12条	除害施設管理責任者を選任又は変更したとき	当該除害施設を設置している者	選任(変更)後	条例施行規則 様式第７	罰則 条例第29条(5万円以下の過料)